

## BlackBerry ソリューションライセンス契約

この BlackBerry ソリューションライセンス契約（以下「**本契約**」または「**BBSLA**」）は、会社その他組織の代理としての貴社（以下「**貴社**」または「**顧客**」）と BlackBerry Limited または下記第 13 条 (a) に定めるその関係会社（以下「**BlackBerry**」）との間で締結される法的契約であり、特定の BlackBerry ソフトウェアおよび BlackBerry サービス（以下に定義）の使用について規定するものです。以下、貴社と BlackBerry を総称して「**両当事者**」といい、個別に「**当事者**」といいます。

以下にある適切なボタンをクリックまたは BlackBerry ソフトウェアもしくは BlackBerry サービスをインストール、アクセスもしくは使用することにより、貴社は本契約の条件に拘束されることに同意するものとします。貴社が、本契約の条件に同意できない、または顧客に代わって本契約の条件を受諾する権限がない場合には、BlackBerry ソフトウェアまたは BlackBerry サービスのコピー、インストール、アクセスもしくは使用をしないでください。

### 1. 定義

- (a) 「**関係会社**」とは、特定の法人に関して、当該組織を支配している、当該組織に支配されている、または当該組織との共同支配下にある別の組織を意味します。
- (b) 「**認定ユーザー**」とは、顧客の従業員または外部請負業者を意味します。
- (c) 「**匿名データ**」とは、顧客データを処理および／または集計して生成され、顧客もしくは認定ユーザーに関し個人を特定できないデータ、ならびに BlackBerry ソリューションの利用に関する結果、ログ、および／またはその他のデータをいいます。
- (d) 「**ベータ版製品**」とは、BlackBerry ソフトウェアまたは BlackBerry サービスの発売前のリリースもしくは評価版として追加の契約条件に基づき BlackBerry が顧客に利用可能にするものです。
- (e) 「**BlackBerry サービス**」とは、BlackBerry ソフトウェアを通じて利用可能にするクラウドサービスを含む、本契約に基づき BlackBerry 自らまたは他者を通じて BlackBerry サービスと明記して提供する有償のサービスを意味します（ただし、第三者アイテムを除く）。
- (f) 「**BlackBerry ソフトウェア**」または「**本ソフトウェア**」とは、サーバーソフトウェア、クライアントソフトウェア、PC ソフトウェアならびにインターフェースおよびドキュメンテーションなど、本契約に基づきオブジェクトコード形式のみで提供される（ソースコードは含みません）BlackBerry 専有の企業向けソフトウェア（およびこれに組み込まれる、第三者からライセンスされたソフトウェア）を意味します。BlackBerry ソフトウェアには、第三者アイテムを除き、BlackBerry が自らの独自裁量に基づき顧客に提供する BlackBerry ソフトウェアのアップグレード、アップデートまたは修正バージョンを含みます。
- (g) 「**BlackBerry ソリューション**」とは、BlackBerry ソフトウェアおよび／または BlackBerry サービスならびにそれに対応するドキュメンテーションのコンポーネントもしくはその一部からなる BlackBerry 専有の企業向けソリューションまたはサービスを意味します。
- (h) 「**顧客データ**」とは、アップロード、入力、その他の形で顧客および／またはその認定ユーザーによって BlackBerry へ提出された、または BlackBerry ソリューションの通常の操作を通じて顧客および／またはその認定ユーザーから収集された、データ、ファイル、メッセージ、実行ファイルやコード、システム活動、ならびにドキュメンテーションに指定されたその他の顧客データを意味します。
- (i) 「**ドキュメンテーション**」とは、BlackBerry が提供する BlackBerry のエンドユーザーに適用される文書を意味します（マーケティングおよび販促資料を除く）。
- (j) 「**エンドポイント**」とは、無線デバイス、デスクトップ、コンピュータシステム、および BlackBerry ソリューションを動作させるその他のエンドポイントを意味します。
- (k) 「**知的財産権**」とは、特許、著作権、商標、工業意匠、企業秘密、機密情報、またはその他の所有権を意味します。
- (l) 「**マルウェア**」とは、ウイルス、トロイの木馬、ワーム、バックドア、シャットダウン機構、スニファー、ボット、ドロップデッド機構、スパイウェア、悪意あるコードや同様のコードを含むソフトウェアまたはコンテンツを意味します。
- (m) 「**リバースエンジニアリング**」とは、データ、ソフトウェア（技術的にソフトウェアコードとみなされるか否かを問わず、プログラムに含まれるまたはプログラムに関連して使用されるインターフェース、プロトコルその他データを含む）もしくはサービスをリバースエンジニアリング、翻案、逆アセンブル、逆コンパイル、解読、分解する行為、またはいずれかの情報、データもしくはソフトウェアを取得する、または 1 つの形式から人間が解読可能な形式に変換する手法もしくはプロセスを意味します。
- (n) 「**技術サポートサービス**」とは、BlackBerry が提供する技術サポートおよびメンテナンスサービスを意味します。
- (o) 「**第三者アイテム**」とは、顧客または第三者の (i) ソフトウェア、(ii) コンテンツ、(iii) インターネット接続、システム、無線ネットワークおよび BlackBerry 以外のウェブサイトを含むサービス、(iv) デバイス、サーバー、機器その他ハードウェア製品を意味します。

### 2. ライセンス

- (a) **制限付きライセンス** 本契約および顧客によるすべての適用料金の支払いを条件として、BlackBerry は、顧客に対して、ドキュメンテーションに記載される目的に限定し、また受領された BlackBerry 注文により顧客が取得したライセンスの数と種類、期間に基づく利用および時間制限を条件に、BlackBerry ソリューションを社内でインストール、アクセスおよび／または使用する個人用、取消可能、非独占的、譲渡不能ライセンスを顧客に付与します。顧客は、BlackBerry ソリューションの認定ユーザーによる使用に責任を負うことを条件として、その認定ユーザーによる前記権利の行使を許可することができます。

- (b) **トライアル(試用版)ライセンス** BlackBerry ソリューションが BlackBerry から社内テスト目的(以下「**トライアル**」)のために顧客に提供された場合、前記のライセンスは、別途 BlackBerry から書面で提示する場合を除き、BlackBerry が BlackBerry ソリューションを顧客に提供した日から 60 日間有効(以下「**トライアル期間**」)とし、トライアルを実施するために必要な範囲に限定して適用されるものとします。本契約における別段の定めにかかわらず、かかるライセンスは、トライアル期間の終了時に、あるいは顧客が本契約のいずれかの条項に違反した場合はそれ以前に、自動的に終了し、本契約の第 12 条(d)が適用されるものとします。トライアル期間は、BlackBerry がその独自の裁量によりいつでも書面で延長または終了することができます。
3. **技術サポートサービス** 顧客が取得する技術サポートサービスは、BlackBerry ソフトウェア利用登録の一部としてのものを含め、(i)本契約、(ii)www.blackberry.com/supportprogramdescriptions(または随時 BlackBerry が顧客に提示するその他のサイトに掲載されている技術サポートサービスプログラム(BlackBerry による修正を含め、参照により本契約に組み込まれます)、および(iii)顧客が取得するライセンスの必要期間、数量および種類に適用されるすべての料金の顧客による支払いを条件に受領された BlackBerry 注文に基づいて提供されます。顧客は、BlackBerry ソリューション、第三者アイテムまたはその一部へのアクセスおよびその使用を継続するために、BlackBerry ソフトウェアおよび/または第三者アイテムを更新する必要があることを了承します。
4. **BlackBerry ソリューションの利用規程** 顧客は、以下の事項を認め、これに同意します。
- (a) 顧客は、本契約を締結する権利および権限を有するとともに、適用法が定める場合にはその認定ユーザーから必要な同意を取得しています。
- (b) 顧客は BlackBerry ソリューションの販売、貸出、リース、タイムシェア利用やサービスビューローでの利用、サブライセンス、または譲渡を行わず、また試みないものとします。
- (c) 顧客およびその認定ユーザーは、(i) BlackBerry ソリューションを提供するために必要なため BlackBerry が書面にて明示的に許可しない限り、マルウェアをアップロード、送信、それ以外の形で利用可能にする行為、(ii) BlackBerry ソリューション、BlackBerry ソリューションに接続する他のアカウント、コンピュータシステムまたはネットワークの一部もしくはコンポーネントに不正にアクセスする行為、または BlackBerry ソリューションの一部もしくはコンポーネントを通じて、BlackBerry が意図的に顧客に利用可能にしていない資料や情報を取得、または取得を試みる、または利用可能にする行為、(iii) BlackBerry ソリューションのインフラストラクチャへ不当かつ不相応に大きな負荷をかける行為を行わないものとします。さらに、顧客およびその認定ユーザーは、第三者に上記(i)～(iii)に記載した行為を許可しないものとします。顧客は、前記行為のいずれかが行われていることを知った場合、速やかに BlackBerry に書面でその旨を通知するものとします。
- (d) 顧客および認定ユーザーは、バックアップ目的で合理的に必要となるコピーを除き、BlackBerry ソフトウェア、または BlackBerry ソリューションの一部として顧客が利用可能となったコンテンツの全部もしくは一部をコピー、ホスト、公開、配布、もしくは変更してはいけません。
- (e) 顧客および認定ユーザーは、BlackBerry の事前の書面による同意なく、BlackBerry ソリューションに関連するベンチマークテスト、技術的結果またはその他のパフォーマンスデータを開示してはいけません。
- (f) BlackBerry ソリューションには、BlackBerry および/またはその関係会社の価値ある企業秘密、専有情報、機密情報が含まれます。顧客およびその認定ユーザーは、次の行為を行わないものとします。(i)直接的・間接的に BlackBerry ソリューションを第三者に開示または利用可能にすること(BlackBerry ソリューションに関連して顧客に利用可能となったコンテンツを含む)。(ii)本契約に定める以外の形で BlackBerry ソリューションを使用すること。(iii)BlackBerry ソリューションの一部として顧客に利用可能となったソフトウェア、またはコンテンツの全部もしくは一部の変更、修正、改変、二次的著作物の作成、翻案、外観の変更、もしくはリバースエンジニアリングをすること、また他の事業体もしくは人がかかる行為をすることを許可、黙認、認可もしくは推奨すること。
- (g) BlackBerry は、本契約の遵守状況を確認するために、顧客およびその認定ユーザーによる BlackBerry ソリューションの使用を監視する場合があります。顧客およびその認定ユーザーは、BlackBerry が要求するかかる目的に必要な情報を提供するものとします。BlackBerry は、独立監査人を介しておよび/または直接、顧客およびその認定ユーザーによる BlackBerry ソリューションの使用および/またはアクセスの状況を監視する場合があります。顧客は、承認された用途および/またはアクセスを超えたことが明らかになった場合には、まず、BlackBerry に次の金額を支払うものとします。(i) BlackBerry のその時点における価格リストに基づき支払うべき追加の金額。(ii)当該監査に関連した BlackBerry の合理的費用、および(iii)BlackBerry への支払金額に対して法律で認められている最高金利の利息。顧客による要求された情報の提供および/または監査への協力の拒否、または当該監査の結果として BlackBerry への支払義務が明らかになった金額に対する迅速な支払いの拒否は、本契約の重大な違反とみなされます。
- (h) 適用される BlackBerry 注文またはドキュメンテーションの条件に従って、認定ユーザーは、認定ユーザーが BlackBerry ソフトウェアにアクセスまたは利用したか否かにかかわらず、認定ユーザーが割り当てられた場所で、BlackBerry ソフトウェアへのアクセスをプロビジョニングされるとみなされます。プロビジョニングされた認定ユーザーは、顧客の使用状況が BlackBerry ソフトウェアのライセンスされた利用の範囲内にあるか(またはそれを超えているか)を判定する際にカウントに含まれます。顧客はそのライセンス権を超えて認定ユーザーにプロビジョニングを行わないようにすることに単独で責任を負います。

- (i) 顧客は、次の事項に関して全面的に責任を負います。(i)ライセンスされた BlackBerry ソリューション(エンドポイントを含む)へのアクセスを制御するための適切なセキュリティ対策の確立、(ii)顧客による第三者アイテムの選択、使用、アクセス、費用もしくは実施(顧客がどのようにして当該第三者アイテムを取得もしくはそれにアクセスするか、かかる第三者アイテムは BlackBerry ソリューションの一部もしくは全部を使用するために必要か、またかかる第三者アイテムは BlackBerry ソリューションと連携して動作するか否かにかかわらず)、(iii)機器上で実行する機能についての認定ユーザーへの連絡。
- (j) BlackBerry は、顧客または認定ユーザーへの責任を負うことなく、BlackBerry ソリューションまたはその一部を修正、停止、中止もしくは制限することができます。これには以下の場合が含まれます。(i) BlackBerry ソフトウェアもしくは BlackBerry サービスの保守およびサポートを行うために、これらの使用および/またはアクセスを定期的に停止するもしくはその運用を停止する場合。(ii)顧客またはその認定ユーザーによる BlackBerry ソリューションもしくはその一部の使用および/またはアクセスが、ソフトウェアやサービス、第三者にセキュリティ上のまたはその他のリスクをもたらす場合、またはソフトウェアやサービスに悪影響を与える場合。(iii)法律または規制により求められる場合、または BlackBerry の意見において、BlackBerry ソリューションもしくはその一部の運用の結果、賠償責任を負う、またはその可能性がある場合。(iv)顧客および/または認定ユーザーが本契約に違反している場合。
- (k) 顧客およびその認定ユーザーは、顧客による BlackBerry ソリューションの受領もしくは使用および/または BlackBerry ソリューションへのアクセスに適用されるすべての適用法、条例、規範、規則、方針を遵守するものとします。

## 5. 知的財産権の所有権

- (a) 顧客は、BlackBerry ソリューションまたはその翻訳その他の二次的著作物に対するまたは関する知的財産権を取得しないことを認め、これに同意します。顧客は、BlackBerry および/またはその関係会社の本知的財産権の所有権に対して反論しないまたは異議を申し立てないことに同意します。BlackBerry ソリューションに関連して顧客および/または認定ユーザーから BlackBerry に提供されたすべてのコメント、アイデア、変更その他のフィードバックは、BlackBerry が所有するものとします。本契約で明示的に付与されていない権利、権原および権益は BlackBerry によって留保されます。
- (b) 両当事者間において、顧客は顧客データにおけるおよび対する所有権(知的財産権を含む)を保持します。

## 6. 限定保証、免責条項

- (a) BlackBerry は、顧客によるソフトウェアの電子ダウンロードを可能にした日から 90 日の間に、BlackBerry ソフトウェアが、その特定の種類およびバージョンに対応したドキュメンテーションに BlackBerry が記載した内容に従って使用されたにもかかわらず、当該ドキュメンテーションに記載されている重要な機能を実行することができなかった場合、かかる問題を修正するか、問題の解決策を提供するための合理的な努力を尽くすものとします(その修正または解決策は、BlackBerry の合理的な裁量に基づき、多種にわたる形態の中の 1 つを使って顧客に提示されます)。
- (b) 本第 6 条に基づく BlackBerry の義務は、トライアル版ソフトウェアまたはベータ版製品が対象の場合、あるいは BlackBerry ソフトウェアが本ドキュメンテーションに記載されている重要な機能を次の理由で実行できない場合には、適用されないものとします。(i)本契約に定められた顧客の義務のいずれかに合致しない方法または BlackBerry ソフトウェアの特定の種類およびバージョンに適用されるドキュメンテーションに記載されている指示事項と合致しない方法での BlackBerry ソフトウェアの使用、(ii)第三者アイテムに関連する誤動作その他の問題、(iii)BlackBerry ソフトウェアに影響を与える外部要因、BlackBerry ソフトウェア以外のソフトウェアに起因するエラーの訂正、または BlackBerry が書面により許可していない修復もしくは修正に起因する瑕疵。
- (c) BlackBerry ソリューションが顧客による第三者アイテムとの相互運用または第三者アイテムへのアクセスを容易にするために設計されている場合、BlackBerry はかかる第三者アイテムの機能性、配信、利用または性能を管理できないことを顧客は認め、同意します。
- (d) 顧客は次の事項に単独で責任を負うことを認め、保証します。(I)BlackBerry ソリューションへの/からの、入力、出力またはアラートの正確性と適切性の検証。(II)顧客の(またはその認定ユーザーの)エンドポイント、システムまたはネットワークにマルウェアまたは脆弱性を許可または維持することについての顧客の決定。法で認められる最大限の範囲で、顧客は本(D)項に起因または関係する BlackBerry に対するすべての訴因と請求を放棄します。
- (e) 顧客は、BlackBerry ソリューションは、フェイルセーフ性能または運用が必要となる危険な環境で使用するものとして設計されておらず、航行、核施設、武器システム、生命維持システム、その故障が死亡、重大な身体傷害、または器物破損に帰結するようなその他の用途または設定の目的のため設計されていないことを認め同意します。
- (f) 本契約で明示的に記載されている場合を除き、適用法で許可される最大限の範囲内において、BlackBerry ソリューションは「現状有姿」で提供されており、BlackBerry ソリューションに関する特定目的もしくは使用への適合性、商品性、非侵害、品質および権限に対する満足といったあらゆる種類のすべての条件、裏書き、履行保証、性能保証、表明および保証は、明示的か黙示的にかかわらず、ここに放棄され、除外されます。BlackBerry は、以下または同様の保証を行わず、提供しません。(I)BlackBerry ソリューションが中断やエラーなく使用または運用されること。(II)すべての脅威、脆弱性、攻撃やマルウェアが発見、報告または是正されること。(III)顧客データ、システムまたはネットワークは喪失または破損されないこと。(IV)コンテンツは合理的な期間内に送信されるものとする。

## 7. 賠償責任の限定 次の事項は、適用法で認められる最大限まで適用されます。

- (a) いかなる場合も BlackBerry は以下の事項に責任を負いません。(I)間接損害、経済的損害、特別損害、偶発的損害、懲罰的損害、結果的損害、および懲罰的損害、(II)逸失利益、逸失売上、逸失収益、またはデータの喪失もし

- くは破損、データ送信もしくは受信の遅延または途絶、事業の中断、予測された費用削減の未実現、および代替ソフトウェアもしくはサービスの費用、ならびに(III) 第三者アイテムに関係または起因して発生する損害。
- (b) 本規約にこれに反する内容があったとしてもそれにもかかわらず、いかなる場合も、BlackBerry の責任総額は、賠償責任の原因となったインシデントの直前の 12 ヶ月間に、問題の BlackBerry ソフトウェアの部分、または BlackBerry サービスの当該期間に関し、BlackBerry が顧客から受領した金額を上回らないものとします。
- (c) 本契約に記載される制限、除外および権利の放棄は、(I) 訴訟、請求または要求が、保証もしくは条件の違反、契約、不法行為(過失を含む)、厳格責任、法定責任その他責任の原則の違反から発生するにもかかわらず、(II) かかる損害が合理的に予見できたか否か、あるいはその可能性が BlackBerry に開示されていたかにかかわらず、(III) BlackBerry、その関係会社、およびそれぞれのサプライヤー、承継人および譲受人に対して適用されます。
8. **ベータ版製品** 顧客は、以下の事項を認め、これに同意します。(i) ベータ版製品は、市販認可を得ておらず、政府その他の当局の承認を得ておらず、BlackBerry は、かかる認可や承認が得られること、またはベータ版製品が市販のためリリースされるもしくは変更されることなくリリースされることについて、表明を行いません。(ii) ベータ版製品は、本番稼働またはベータ製品の性能に依存するその他の環境での使用を意図したものではありません。(iii) ベータ版製品は、市販のソフトウェアやサービスと同じように表示または動作することを意図したのではなく、顧客はこれらと一緒に使用するデータを定期的にバックアップする必要があります。(iv) 顧客がベータ版製品ならびに関連するソフトウェアおよびサービスに対し実施するすべてのテストおよび評価は、完全に顧客自身の責任において行われます。BlackBerry による書面による別段の記載がない限り、ベータ版製品は最大 90 日間利用することができるものとします。ベータ版製品の利用期間は、BlackBerry がその単独の裁量により随時延長または終了することができます。BlackBerry は、顧客にベータ版製品の評価版またはベータ版コピーを速やかに返却し、システムからかかるベータ版製品のすべてのコピーを削除するよう求める場合があります。
9. **データの利用と匿名データ** 顧客は、自身またはその認定ユーザーを代表し、BlackBerry へ、BlackBerry ソリューションを顧客へ提供し、また匿名データを生成するために必要な範囲で、顧客データの収集、使用、コピー、保存、送信、変更、二次著作物の作成を行う(「処理」または「処理する」と総称)非独占的、サブライセンス可能、譲渡可能、ロイヤリティフリーの世界的な永続的権利とライセンスを付与します。顧客は BlackBerry が匿名データを生成する権利を有し、BlackBerry は、BlackBerry が所有するその匿名データを合法的な事業目的 (BlackBerry ソリューションの開発と向上および報告書その他の資料の作成と配布を含むがこれに限らない)のために使用することに同意します。顧客は BlackBerry へ当該ライセンスを付与する権利を有することを保証し約します。
10. **個人データとプライバシー通知** 顧客は自身とその認定ユーザーを代表して(i) BlackBerry およびその関係会社ならびにそれぞれのサービスプロバイダーが、本契約および BlackBerry のプライバシー通知 (BlackBerry が適時行う変更を含み、参照により本書に組み込まれます。また現行版は [www.blackberry.com/legal](http://www.blackberry.com/legal) で閲覧可能)に定める目的のために顧客データを処理することができることに同意します。また、(ii) かかる処理の法的な根拠を有していることを表明、保証します。これには、BlackBerry ソリューションにおいて使用するよう、また本契約で企図されているよう、BlackBerry ソリューション、製品もしくはサービスを使用するために必要な認定ユーザーの個人データの収集が含まれます。
11. **補償**
- (a) (a) 顧客は、BlackBerry およびその関係会社ならびにそれぞれの承継人および譲受人、それぞれの取締役、役員、従業員、外部請負業者、エージェントを、顧客または認定ユーザーによる本契約の違反に起因または関連して生じる一切の請求、訴訟手続、法的責任、損失、損害、費用および経費(合理的な法的料金および経費を含む)から補償し、免責し、また BlackBerry の要請があった場合、弁護するものとします。BlackBerry は、何らかの請求または法的手続きが発生した場合、速やかに顧客に通知するものとします。BlackBerry が、顧客に対して、請求または法的手続きの弁護を要請した場合においても、(i) BlackBerry は、その選択により、自らの費用負担でその防御もしくは和解に関与することができ、(ii) 顧客は、BlackBerry またはそのいずれかの関連会社に法的責任を認めさせるような方法で和解しないものとし、また (iii) BlackBerry がその後、顧客が本 (a) 項に基づく顧客の義務を果たすことができないもしくはその可能性があると信じるに足る合理的根拠を持った場合、BlackBerry は、本契約に基づく顧客の義務を制限することなく、当該請求もしくは訴訟手続を自らが弁護する旨の決定を顧客に通知した後に、その防御および/または和解の支配権を引き継ぐことができるものとします。
- (b) BlackBerry は、第三者が、BlackBerry ソフトウェアの使用が当該第三者の著作権または特許権を侵害していると申し立てて、顧客および/またはその取締役、役員および認定ユーザー(以下「顧客側被補償人」)に対して提起した何らかの請求に対し、弁護またはその選択による和解を行うものとし、管轄権を有する裁判所が最終的に当該第三者に裁定した損害賠償額、または BlackBerry ソフトウェアが当該請求の原因である範囲において、BlackBerry が和解により合意した損害賠償額を、当該第三者に支払うものとします。かかる補償は、顧客側被補償人が当該請求について速やかに BlackBerry にその旨を書面で通知し、BlackBerry がその弁護または和解に対し単独の支配権を持つことを可能にすることが条件となります。BlackBerry は、請求に関し、顧客に何らかの賠償責任を認めさせる和解を行ってはなりません。顧客は、かかる請求に関連して、BlackBerry にあらゆる適切な情報および支援を提供するものとします。かかる請求が発生した場合、または BlackBerry の意見において発生する可能性がある場合、BlackBerry はその単独の裁量により

(i) 顧客が該当する BlackBerry ソフトウェアを継続して使用できる権利を取得するか、または(ii) 該当する BlackBerry ソフトウェアもしくはその侵害している部分を修正もしくは差し替える、あるいは(i)、(ii)のいずれも不可能もしくは商業的に合理的ではない場合、(iii) BlackBerry ソフトウェアの影響を受けた部分に対する顧客へのライセンスを終了し、残りの期間について、当該 BlackBerry ソフトウェアに対して顧客が支払ったライセンス料の按分相当額を返金もしくはクレジットします。BlackBerry は、請求が以下の内容に基づく場合またはそれに起因し発生する場合は、本(b)項に基づく義務または責任の一切を有さないものとします。(i) 該当する BlackBerry ソフトウェアに BlackBerry が自らまたは他者を通じて行った以外の修正もしくは変更がされている場合、(ii) 該当する BlackBerry ソフトウェアと BlackBerry が供給した以外の機器、ソフトウェア、サービス、製品もしくはシステムとが組み合わされているまたはこれらとともに使用されている場合、(iii) 侵害していると申し立てられている BlackBerry ソフトウェアをその旨の通知を受けた後も、顧客が継続して使用している場合、(iv) BlackBerry が提供したソフトウェアのアップデートもしくはアップグレードを顧客が利用していない場合、(v) 該当するドキュメンテーションに従わずまたは本契約に基づき付与されたライセンスの範囲外で BlackBerry ソフトウェアを使用している場合。本(b)項に記載された救済は、第三者の知的所有権の侵害または違反に関して、顧客側被補償人の唯一かつ排他的救済、および BlackBerry の法的責任のすべてとなります。

## 12. 契約期間と契約の終了、残存条項

- (a) 本契約は、本契約の条件により拘束されることに対する顧客の同意(本契約の冒頭に列記)をもって開始され、本契約に規定される早期終了条項に従い、顧客が取得したライセンス契約期間のみ継続します。
- (b) いずれの当事者も、次の事態が発生した場合には本契約を解除することができます。(i) 他方当事者が本契約の重大な違反を犯し、違反に関する催告書が提出されてから 30 日以内にそれを是正することができなかった場合。(ii) 他方当事者が通常の業務過程における事業の継続を停止した、支払不能となったまたは任意もしくは強制的破産手続あるいは清算手続きの対象となった、その資産の全部もしくは相当部分に関して保全管理人、受託者もしくは同様な官吏が任命された、または適用法に基づき債権者保護、その提案もしくは同様な債務整理の対象となった場合。
- (c) BlackBerry は、顧客に関して、その資産のすべてもしくは大半の売却、他の会社、組織もしくは個人とのまたはそのいずれかによる合併、統合もしくは買収、または一回もしくは複数回の取引で顧客の議決権株式の 50%を超える持分の変更があった場合、本契約を終了することができます。
- (d) 何らかの理由により本契約または BlackBerry ソリューションの顧客への提供が終了または打ち切られた場合(明確化のために付言すると、それにより本契約は終了するものとします)。
- (i) 本契約の第 2 条に基づき顧客に付与されたすべてのライセンスおよび権利は直ちに失効し、顧客はそれに対するいかなる払い戻しも受ける資格はないものとします。
- (ii) 顧客およびその認定ユーザーは直ちに、BlackBerry ソリューションのすべての使用および/またはそのアクセスを中止し、顧客および/またはその認定ユーザーが所有もしくは管理する BlackBerry ソフトウェアのすべてのコピーを削除および/または破棄し、また、BlackBerry からの要請があり次第、顧客の役員が署名した文書でその旨を確認するものとします。
- (iii) BlackBerry は、顧客またはその認定ユーザーへの通知なしに、BlackBerry ソリューションの使用および/またはそのアクセスを差し止め、および/または顧客もしくは認定ユーザーのアカウントと関連するすべてのファイル、プログラム、データおよび電子メールメッセージを削除する権利を有するものとします。
- (iv) BlackBerry は本契約の契約条件に従って、また BlackBerry に適用される法令への遵守に必要な期間、もしくは BlackBerry がその管轄下にある裁判所、規制機関もしくは規制当局が要請する期間、顧客データを保存することができます。
- (v) 顧客は、支払期限が到来したすべての金額を支払う責任があり、また本契約の満了または解除の時点で直ちに、すべてのかかる料金を支払うものとします。

BlackBerry ソリューションの一部のみが終了または打ち切られた場合、前述の(i)～(v)項は、本契約のかかる部分に限定されるものとし、本契約の残りの部分は継続するものとします。

- (e) 本契約の以下の条項は、本契約の満了または解除後も有効に存続するものとします。第 1 条、第 4 条～7 条、および第 9 条～13 条。

## 13. 総則

- (a) **準拠法および管轄** 本契約は、抵触法の規定および国際物品売買契約に関する国際連合条約を除き、以下に定める法律(以下「準拠法」)に準拠し、これに従って解釈されるものとします。本書に明示的に規定されている場合を除き、各当事者は、以下に指定する裁判所の専属管轄権に取消不能の形で同意し、服し、裁判地、不便宜法廷地(フォーラム・ノン・コンビニエンス)その他これに類する事由を理由として異議を申し立てる権利を放棄し、郵送または適用法により認められているその他の方法による文書送達に取消不能の形で同意します。BlackBerry 注文または拘束力のある見積書に契約の当事者となる BlackBerry 組織が特定されていない限り、以下に定めるように、顧客の主たる住所が本契約における準拠法および契約当事者を決定するものとします。顧客の主たる住所の所在地:
- (i) カナダ、カリブ諸島、南米、または以下の第(ii)～(iv)項に記載されていないその他の地域や国:「BlackBerry」とは、BlackBerry Limited を意味し、準拠法はカナダ・オンタリオ州の法律となり、カナダ・オンタリオ州トロント市の裁判所が専属管轄権を有するものとします。

- (ii) 米国と日本:「BlackBerry」とは、BlackBerry Corporation を意味し、準拠法はカリフォルニア州の法律となり、米国カリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所が専属管轄権を有するものとします。
- (iii) 欧州、ロシア連邦、中東またはアフリカ:「BlackBerry」とは、BlackBerry UK Limited を意味し、準拠法はイングランドおよびウェールズの法律となり、英国ロンドンの裁判所が専属管轄権を有するものとします。
- (iv) アジア太平洋(日本を除く):「BlackBerry」とは BlackBerry Singapore Pte. Limited を意味し、準拠法はシンガポール共和国の法律となり、シンガポール共和国の裁判所が専属管轄権を有するものとします。

(b) **紛争解決**

- (i) BlackBerry Corporation(または顧客の主たる住所が米国内の場合はその他の BlackBerry 組織)が関与する、本契約に起因または関する紛争、請求、紛議(「請求」と総称)は、本契約の範囲、適用可能性または裁定プロセスの決定を含め、米国カリフォルニア州サンタクララ郡における仲裁に付託され、決定されます。仲裁は JAMS によってその包括的仲裁規則および手続きに従って執行されます。500 万米ドル(\$5,000,000)以下の請求については、仲裁は、JAMS の簡易仲裁規則および手続きに従って実施されるものとします。JAMS により裁定された判断は、管轄権を有する裁判所から執行判決を得ることができます。
  - (ii) BlackBerry Limited、BlackBerry UK Limited、BlackBerry Singapore Pte. Limited、または(b) (i)に記載されていないその他の BlackBerry 組織が関与する、本契約に起因または関連するすべての紛争、請求、紛議に関して、両当事者は、本契約に起因または関連して生じた訴訟または司法手続きに関する陪審員裁判を受ける権利を放棄します。
- (c) **不可抗力** BlackBerry は、本契約に基づく義務の不履行または履行遅延について、かかる不履行または遅延がその合理的な管理の及ばない状況に起因する場合、責任を負わないものとします。これには、サプライヤーのストライキ、ロックアウト、労働争議、労働者の不足、第三者行為、戦争、暴動、騒乱、テロ行為、輸送削減、休業、疫病、本契約の開始日には施行されていない法律または政府の命令、禁止、規則、規制もしくは指令の遵守(以下「**不可抗力事象**」)が含まれますが、これらに限定されません。不可抗力事象が 30 営業日を超えて継続する場合、BlackBerry は、顧客に対して責任を負うことなく、終了する権利を有するものとします。
- (d) **差し止め命令による救済** 本契約の別段の定めにかかわらず、両当事者は、顧客またはその認定ユーザーによる本契約の特定条件の違反が、BlackBerry および/またはその関係会社に対して修復不可能な損害を招き、その損害に対する適切な救済ができないものとなる可能性があることから、BlackBerry は、自らに与えられているその他すべての救済に対し累加的に、保証金の預託を要求されることなく管轄権を有する裁判所に差し止め命令による救済または衡平法上の救済を求めることができることに合意します。
- (e) **法令遵守と輸出管理、および米国政府ユーザー** 顧客は、BlackBerry ソリューションには、暗号技術、データその他の情報が含まれている可能性があり、管轄政府当局の関連法令(米国・カナダの輸出管理および制裁規則を含む)を遵守している場合を除き、受領、輸出、輸入、使用、移転、配布、アクセスまたは再輸出してはならないことに同意します。顧客はまた以下を表明し約します。(i) 直接的にも間接的にも、禁輸または制裁対象の国や地域内において、制裁対象または禁輸対象者によって、または米国もしくはカナダの法において禁止されている最終用途のために、BlackBerry ソリューションへのアクセスや使用を許可しないこと。(ii) 顧客は、自身およびその認定ユーザーによる BlackBerry ソリューションの受領と使用および/またはアクセスが、本(e)項に規定される制限事項に確実に従って行われるようにするものとする。BlackBerry ソリューションの一部が、米国連邦政府機関を含む米国政府のライセンスを受けている場合、BlackBerry ソリューションは、すべて民間の費用で開発された商用コンピュータソフトウェアおよびドキュメンテーションに相当するものとみなされます。また BlackBerry ソリューションは、FAR 2.101 に定義されている「商用品目」(またはすべての対応する機関毎に特定された連邦調達規則補足で定義され、使用されています)として提供され、また、第 2 条で明記された権利のみが認められます。
- (f) **譲渡** BlackBerry は、顧客に通知をした上で、本契約を譲渡することができます。顧客は、本契約の全部または一部を、法の運用その他にかかわらず、BlackBerry による書面での事前同意がない限り、譲渡してはいけません。また、本条項に違反する譲渡は無効でいかなる効力も持たないものとします。BlackBerry は、本契約に基づく義務を直接履行することができ、関係会社、請負業者、下請業者、サービスプロバイダー、または第三者にその義務の一部もしくは全部を履行させることもできます。
- (g) **通知** 本契約で要求または許可される通知、要請、要求その他連絡は、書面で行い、手交または書留郵便もしくは宅配便で送達するものとし、次の住所で受領された日に有効となるものとします。顧客宛ての場合: 顧客から BlackBerry に提出された請求先住所、BlackBerry 宛ての場合: BlackBerry Limited (2200 University Avenue East, Waterloo, Ontario, Canada N2K 0A7, Attention: Legal Department)。一方の当事者は、本契約に基づき送付先となっている他方当事者に書面で通知することで、その住所を適宜変更することができます。さらに、BlackBerry はその選択により、顧客から BlackBerry に提供された電子メールアドレス宛てに上記の通知その他の連絡を行うことができ、その場合、それらは送信された時点で発効し交付されたものとみなすものとします。また、顧客が BlackBerry にかかる電子メールアドレスを提供していない場合、通知は [www.blackberry.com/legal](http://www.blackberry.com/legal) の目立つ場所に掲載された時点で適法になされたものとみなされます。
- (h) **第三者受益者** 本契約の条項は、顧客および BlackBerry の利益のために存在し、法律その他に基づくかどうにかかわらず、BlackBerry の関係会社ならびに BlackBerry およびその関係会社のサプライヤーを除き、他のいかなる人または組織のためのものでもありません。

- (i) **追加条項** 顧客の認定ユーザーは、BlackBerry ソリューションのクライアントソフトウェアを特定の第三者によるワイヤレス機器ソフトウェアプラットフォームで使用するために第三者のアプリケーションストアから取得し、それをインストールしなければなりません。また顧客は、その認定ユーザーに、該当するクライアントエンドユーザーライセンス契約を遵守させる責任を負います。かかるクライアントエンドユーザーライセンス契約は、本契約の満了または解約時点または顧客への BlackBerry ソリューションの提供が終了した時点で自動的に終了するものとします。
- (j) **完全合意** 本契約は、両当事者間で締結された秘密保持契約および／またはデータ保護契約を含め、本契約の主題に関する当事者間の完全な合意であり、両当事者の間で取り交わされた、BlackBerry ソリューションに適用される従前の合意および取り決めに優先します。本契約は、両当事者が署名した書面によってのみ修正することができます。適用法により明示的に除外される場合を除き、BlackBerry はまた、法律や商慣行における変化を反映することを含め、本契約を修正することができます。第 13 条 (g) の規定にもかかわらず、BlackBerry は、改定後の契約の [www.blackberry.com/legal](http://www.blackberry.com/legal) への掲載を含め、合理的な手段に基づく通知により変更内容を顧客に通知するものとします。顧客は、定期的にも本サイトを訪問し、本契約の最新版を確認するようにしてください。顧客は、変更の発効後における顧客による BlackBerry ソリューションの継続的な使用は、改定後の契約を受諾したものとみなされることを承諾します。本契約および BlackBerry ソリューションとともに使用されるドキュメンテーションとの間に何らかの不一致がある場合、かかる不一致に対しては本契約の条項が適用されるものとします。
- (k) **解釈および言語** 見出しは便宜的に付したものであり、本契約の一部を構成するものではありません。本契約において (i)「日」とは暦日をいい、(ii)「含む」および「含まれる」等の用語は対象を限定するものではなく、(iii) BlackBerry ソリューションの使用には、積極的使用または消極的使用が含まれます。本契約が英語以外の他の言語に翻訳されている場合で、英語版とその翻訳版の間に不一致または意味の相違がある場合には、英語版が優先するものとします。顧客の主たる住所がケベック州にある場合、本契約およびすべての関連する文書は英語で作成するのが両当事者の明確な意思です。C'est la volonté expresse des Parties que la présente convention ainsi que les documents qui s'y rattachent soient rédigés en anglais.
- (l) **権利放棄の否定** 本契約に基づき定められた何らかの権利をいずれかの当事者が放棄する場合、当該当事者がその旨を文書で記し署名しなければなりません。何らかの権利の放棄があったとしても、当該権利または本契約に基づくその他権利のその後のまたは継続的な放棄とはならないものとします。
- (m) **分離可能性** 本契約の任意の条項、規定もしくはその一部が、いずれかの法域で管轄権を有する裁判所により違法、無効または行使不能と判定された場合、当該条項、規定もしくはその一部は、可能な場合、制限して用いられ、その後当該法域で本契約を有効、行使可能とするために必要な範囲で本契約から分離されるものとします。